

松本税務署からのお知らせ

確定申告は自分で作成してお早めに

令和3年分確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 **3月15日(火)**

個人事業者の消費税及び地方消費税 **3月31日(木)**

自宅からネットで申告が便利

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxを是非ご利用ください。

e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能

○ 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告

スマートフォンで作成される方はこちら！



○ 申告書 (e-Tax) の送信方法は2通り

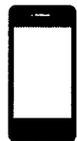
マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ！

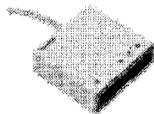
① マイナンバーカード



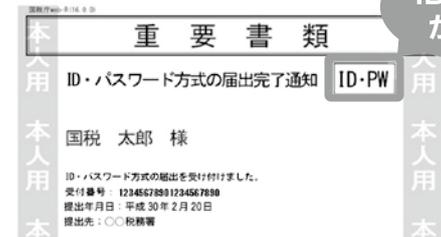
② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
又は ICカードリーダー



又は



ID・パスワード方式



- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへのお問い合わせ

国税庁では、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問合せに電話で対応する専門窓口（税務相談等を除く。）として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（電話番号：0570-01-5901）を設置しています。

【受付時間】

- ① 令和4年 1月11日(火)～3月15日(火)まで
 - ・月曜日～金曜日 9:00～20:00（祝日を除きます。）
 - ・日曜日 9:00～20:00（2月20日、27日、3月6日、13日）
- ② 上記以外 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除きます。）

書面で申告書を作成するときは

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできますのでご利用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

申告に関するご質問は

申告書の作成でお困りの時は、「税務相談チャットボット」（国税庁ホームページ）にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えいたします。

税務職員
ふたば



スマホでの相談
はこちらから！



チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」でご確認いただくか、下記のとおり電話でお問い合わせください。

松本税務署の代表電話（0263-32-2790）におかけいただくと、自動音声がかかりますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。【受付時間】 8:30～17:00（土日祝日を除く）

内 容	選択番号	転送先
個人の確定申告に関するご相談、申告書等の送付に関するお問合せ	0	申告案内コールセンター
相続税、法人税、印紙税などの税金のご相談	1	電話相談センター
税務署からのお尋ねなど職員にご用の方	2	松本税務署の電話交換
インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談	3	消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター
新型コロナに関する猶予の一般的なご相談	4	猶予相談センター

（注） 選択番号「0」については、3月15日（火）までご利用いただけます。

（注） 選択番号「3」 消費税の軽減税率・インボイス制度に関する専用窓口については、「フリーダイヤル 0120-205-553」を設けております。【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日を除く）

（注） 選択番号「4」 新型コロナに関する猶予の専用窓口については、「フリーダイヤル 0120-948-249」を設けております。【受付時間】 8:30～17:00（土日祝日を除く）

納税には便利な振替納税をぜひご利用ください

税 目	納 期 限	振替納税の場合の振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日（火）	4月21日（木）
贈 与 税	3月15日（火）	—
消費税及び地方消費税	3月31日（木）	4月26日（火）

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

税務署員を名乗る者からの電話で、マイナンバー制度に関するアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出すとする事例が発生しています。年齢や家族構成、年金の受給状況等のほか、保険の加入状況、株式・投資信託・国債の保有の有無等を聞いてくる事例もあります。

また、税務職員を名乗る者が自宅等を訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去ったりする事例や、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

<松本税務署 電話番号（代表）0263-32-2790自動音声でご案内します。選択番号「2」>

にせ税理士にご注意を

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることとなります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆる「にせ税理士」に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受ける等、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますのでご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。

<日本税理士会連合会 電話番号（代表）03-5435-0931> なお、弁護士、弁護士法人については、国税局の総務課にお問い合わせください。<関東信越国税局電話番号（代表）048-600-3111>



皆さん
こんにちは♪

四柱神社
松本市大手
宮司 宮坂 信廣 氏

『日本の良さを世界に、未来に伝えていくこと』

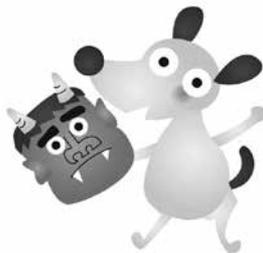
松本市街地を流れる女鳥羽川のほとりに鎮座する四柱神社。周辺の人たちからは昔から「しんと

う（神道）」の愛称で親しまれ、近年は信州を代表するパワースポットとして、地元だけでなく全国各地から多くの参拝者が訪れます。

宮司の宮坂さんは神社とは無縁な農家に生まれましたが、家族の薦めで進学した皇學館大学で生涯の師と仰ぐ先生との運命的な出会いに恵まれ、神職を志すことになりました。四柱神社には昭和57年から勤め始め、平成10年に宮司となりました。神社は年中無休ですので、7名の神職と3名の巫女のローテーションで日々の祭祀を行っていますが、代表者である宮司は労働基準法の対象外ですし、そもそもこの仕事が好きですので、出張時以外はほぼ毎日のように「出勤」しています。

神社の役割は神事だけではなく、日本の伝統文化を継承し普及していく「カルチャーセンター」のような機能も大切とお考えで、関連した講演会や落語の寄席なども定期的に開催し、日本人には当たり前すぎて気づかずにいる日本の良さを再認識していただけるよう努めています。こうした取り組みや、施設の再整備を進めた結果、若い方の参拝もだいぶ増えてきたそうです。「日本に生まれてよかった」と思える「和の心」をこれからも伝え続けていただくことをご期待いたします。

(横沢敏編集委員)



頑張ってます!!

『袋を開けた瞬間に焼きたての香りと味をお届け♪』

株式会社
トラットリア・フォルツァ
安曇野市豊科高家

百瀬 秀俊 氏

宅配専門パン屋を展開するトラットリア・フォルツァさんでは、ご依頼をいただいた事業所や個人宅を週に一度お伺いし、常時60種類以上あるパンの中からご希望の品を販売されています。当社では「袋を開けた瞬間に、焼きたての香りと味をお届けしたい」という想いの下、生地作りから徹底的にこだわった美味しいパンを作られています。また、2ヶ月に1度は新商品も登場するので飽きることなく様々なパンをお楽しみいただいています。平成8年の創業以来販路を広げ、現在では長野・群馬・山梨・栃木・埼玉・神奈川県に約30か所の営業拠点を設け美味しいパンを各地のお客様にお届けしています。

今回お話を伺った百瀬様は営業企画部長としてご活躍されています。各営業所でお客様にパンをお届けする販売員の多くは女性であり、子育て中の方も大勢おられ、そうした方達にも働きやすい環境づくりにはいつも気を掛けているそうです。また、販売現場から寄せられるお客様の声をパンの製造現場にお届けする橋渡し役も担われています。そんな百瀬様のご趣味は楽器の演奏(ホルン)と登山とのこと。最後におススメ商品を伺うと「銀座NAGANOでも好評いただいている“牛乳パン”と“野沢菜おやきマヨ”は人気ですよ♪」と素敵な笑顔でお答えいただきました。

(川船昌子編集委員)

・ **【ふるさとの食】 シリーズ ⑳** ・

信州の馬肉料理
『馬肉を食べて、
馬力を出して頑張ろう♪』

国内で馬肉料理といえば熊本県や福島県会津地方等が有名ですが、私たちが暮らす信州でも大勢の方に親しまれており、歴史的にも古くから馬と深いかわりがあることが確認できます。10世紀に編纂された「延喜式」によれば、かつて信濃の国には朝廷直轄の馬生産地として「信濃十六牧」と呼ばれる生産地が県内各地に設けられ、多くの馬を生産していたそうです。ご承知の通り馬は近代まで軍事面、物流面、農耕面等で重要な役割を担っており、現在私たちが考えるよりもずっと身近で大切な存在だったのではないのでしょうか。

しかしその頃から食用として普及していたわけではないようです。日本では仏教の教えに従い食肉禁止の風潮が強かったため、基本的には食肉文化は一般的で



②信州味噌でいただくほう葉焼き

はなく、国民の間に広まったのは明治以降、文明開化と共に西洋から食肉文化がもたらされた時からと考えられています。その際にまず人気となったのは牛肉のようですが、より身近な存在であった馬も物流や農耕面での役割を終えたものが食用とされ、もともと多くの馬が飼育されていた信州でも広く食されるようになったようです。

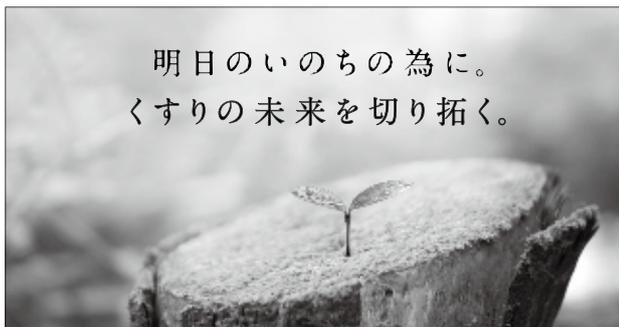
当初は「すき焼き（さくら鍋）」や「もつ煮」といった食べ方が多かったようですが、冷蔵技術の発達に伴い「刺身」でも食されるようになり、いまでは「ユッケ風」や「にぎり寿司」等も人気となり、今回お話を伺ったお店では同じく名産の信州味噌を用いた「ほう葉焼き」といったバラエティー豊かなラインナップとなっています。

また、低カロリーで高たんぱく、鉄分なども豊富ということでスポーツをされる方やダイエットをしている方にも人気があるようですが、古くから栄養豊富な食材として農業が始まる季節に「さーやるぞ！」と馬力をつけるために食されることもあったとか。前述の通り様々な食べ方も広がり、いまでは若い女性やお子様まで、まさしく老若男女に人気となっているそうです。

(川船昌子編集委員)



①噛めば噛むほど旨味の広がる馬刺し



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号

“ほっこり” あったかい職場をめざしましょう

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆みんなと話せない在宅勤務が味気ない、と語る女性社員

“ほっこり”という言葉をご存じでしょうか。聞いたことがある、使っているよ、という返事が返ってくるかも知れません。方言ではありません。国語辞典には「気持ちが晴れたり、仕事や懸案のことが片付いたりしてすっきりした状態を表す言葉」と書かれています。働く人にとって望ましい状況です。「いいね、ほっこりした」「ほっこりしようよ」という会話が交わされている職場は、和気あいあいとして、能率も上がっていると思います。

コロナ禍が長引き、職場ではさまざまな対策をとってきました。代表的なスタイルがテレワークです。食品製造業の営業事務職として働く20代の女性Kさんから「自分は在宅勤務が多くなった。それはそれで通勤することもないので時間を有効に使えますが、顧客先を訪問して業績アップに努力している同僚と、直接会話もできないのが残念です。オンラインでの画面上の会話はもちろんありますが、味気ないです。どうしたらいいでしょう」という電話相談を受けました。多くの職場でも同じ悩みが増えています。

◆オンラインでもお互いの手元に温かい飲み物を置いたら…

ここで、Kさんの現実の悩みから少し離れて、“ほっこり”という言葉を手ヒントに「オンラインのつながりでも、双方が温かい飲み物を用意してみよう」と提案しました。数日後、「わたしはミルクティー、相手はホットコーヒーを机に置いて話し合いました。もちろん内容は仕事中心です。最初にお互いの飲み物を画面に出し、ちょっと照れ

笑いをして始まったのですが、実際に職場で話し合っていたような理解が深まる会話になりました」と報告してきました。

ちょうど寒い季節だったので、温かい飲み物が欲しくなる時。カップで手を温めるだけでもホッとした気分になります。テレワークだからこそ、隣に同僚がいる感覚で仕事ができるように、ひとつのアイデアとして伝えたのですが、良い結果で安心しました。

◆身体と心の心地よい感覚を味わいましょう

ある健康心理学者が、手を温めると心も温まることを脳の仕組みから説明しています。「自分の身体や心だけではなく、周りの印象も良くなる」という研究結果もあります。わたしたちの心は身体感覚の影響を受けているのです。触覚という感覚でも言えます。柔らかい布に触れると優しい性格を感じ、オフィスで硬い椅子に長時間座り続けると思考も固まってしまうと聞いたことがある方もいるでしょう。「不安感が強い」と相談をしてきたある女性が、セルフケアとして手触りの良い柔らかなぬいぐるみをそばに置くようになったら気持ちが楽になったという報告も受けました。Kさんにも“ほっこり”という言葉から、職場の温かい雰囲気について説明しました。みんなが仕事をしやすい状態は、身体と心の心地よい感覚から生まれることを分かっていたと思います。

【筆者紹介】 柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

新型コロナウイルス禍の契約業務における 中小企業の対応と留意点について — その1、売買契約のケース —

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、世界の社会経済環境が激変し、コンテナショック、ウッドショック、半導体不足など生活の様々な分野で影響が出て、様々な物品の供給難や価格（コスト増加）高騰を引き起こし契約上どおりの債務履行ができない、契約書の押印手続ができない、契約上必要とされる書面を送付できない等、契約に関し様々な問題が生じています。そこで契約の内容や手続にかかわる問題に関し具体的なケースを想定し検討を行い、契約当事者の対応すべきポイントを説明します。

(1) 目的物を引き渡すことができない場合（売主側の供給義務の観点）

売買契約に基づき目的物を引き渡そうとしたところ、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い目的物を期限内に引渡すことができなくなってしまった場合（ウッドショックや半導体不足など）、売主は買主に対して債務不履行責任を負う可能性があるかが問題になります。

現行民法（令和3年4月1日以降の契約に適用）のもとでは、債務不履行による損害賠償について債務者の帰責事由が必要とされている点は従来と変わりませんが、契約の解除については債務者の帰責事由が不要とされています。（民法541条、542条）したがって現行民法のものでは、売主による引き渡しの遅延が不可抗力（但し、感染症のケースが該当するか争いがあります。）によるものであったとしても、買主は売買契約を解除できることとなります。

ただ債務不履行が不可抗力に起因する場合には、催告解除における「相当の期間」の解釈を通じて、適切な利益衡量による解決が図られる余地が残されています。

(2) 目的物を引き渡すことができない場合（買主側の代金支払義務の観点）

売買契約の買主が、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い経営が悪化し売主に売買代金を支払うことが出来なくなってしまった場合に、買主は債務不履行責任を負うか問題になります。

金銭債務の不履行については不可抗力を理由に免責されないと定められているため（民法419条3項）買主は免責されないことになり、契約書中の条項の解釈によって支払い義務を免れるか検討することになります。

逆に新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い仕入価格やコストが引き渡し時に著しく高騰したとして

も、売主は売買契約時の価格で買主に供給する義務があります。

(3) 目的物の受領を拒む場合（イベントに使用するために目的物を購入したが新型コロナ禍によりイベント中止のため買主が受領拒否したいケース）

< A、買主の事情変更の原則による解除の可否について >

かかるケースの場合には、買主としては感染症の蔓延について、契約締結時には予見することが出来なかった事情が生じたとして、いわゆる事情変更の原則により売買契約を解除することが考えられます。

事情変更の原則が認められる類型のうち「契約目的の到達不能」（契約目的を達成できないため相手方当事者からの給付を受けても意味がない場合）にあたるか否かが問題となりますが、契約目的を達成できなくなるような事態の発生を当事者が契約時に予見できなかったことが必要であると解されています。

この点、新型コロナウイルス感染症（の蔓延）そのものでなくとも、何らかの感染症の蔓延が原因でイベントを中止することについては、少なくとも契約時に予見可能であったと判断される可能性が高く、事情変更の原則による解除は認められにくいものと思料します。

< B、買主が目的物の受領拒否をすることによる、いわゆる受領遅延の問題 >

売主は履行の提供をした時からその引き渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもってその物を保存すれば足りることとされており買主が受領しない又はできないことにより売主に追加で発生した費用は買主の負担とされ、目的物の危険（滅失、破損等）は買主に移転することと定められています。（民法413条1項・2項、413条の2第2項、567条2項）

そこで売主としては買主に対し売買代金支払い義務の不履行に基づく損害賠償請求または契約解除を行います。結局のところ買主から全部又は一部の合意解約や代金減額等の要請がなされ、当事者間で協議を行うことが現実的な対応となります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

税務ポイント

《 会社の税務 よろず相談室(167) 》 所得税・法人税関係 企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

Q. 当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した以下の①から④のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。

また、このような費用の支給は、法人税の損金の額に算入できますか。

A.

《 所得税 》

○ ご質問の費用の支給に係る従業員の所得税の課税関係については、それぞれの費用の事実関係によって、次のとおりとなります。

【① マスク・石鹸・消毒液・消毒用ペーパー・手袋などの消耗品の購入費】

○ 業務のために通常必要な費用（例えば、勤務時に使用する通常必要なマスク等の消耗品費）について、その費用を精算する方法（従業員からその費用に係る領収証等の提出を受けて、その費用を精算する方法（以下同じです。））により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がマスク等を直接配付する場合も同様です。）。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費）について支給するものや、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるもの（例えば、企業が従業員に対して毎月 5,000 円を渡切りで支給す

るもの（以下同じです。）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

【② 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費】

○ 業務のために通常必要な費用（例えば、テレワークを行うための環境整備費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（備品の所有権を従業員が有するものは除きます。）。

また、企業が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税されません。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、勤務とは関係なく使用する電化製品など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるもの、備品の所有権を従業員が有するもの（貸与ではなく支給するもの）は、従業員に対する給与として課税対象となります。

【③ 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など】

○ 業務のために通常必要な費用（例えば、職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など）について、その費用を精算する方法又は企業の旅費規程等に基づいて、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です。）。

○ ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料など）や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要があるものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

【④ PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用など】

- 業務のために通常必要な費用（例えば、企業の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません（企業が検査機関や委託先等に費用を直接支払う場合も同様です。）。
- ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用（例えば、従業員が自己の判断により受けたPCR検査費用や、従業員が自己の判断により支出した消毒費用など）や、予め支給した金銭につい

て業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

《 法人税 》

- ご質問の費用の支給に係る企業の法人税の課税関係については、原則として、消耗品費、旅費交通費等や給与として損金の額に算入されます。

（税制委員会：

赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

行動する法人会(全法連) —令和4年度税制改正に関する提言—

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

先月号では松本法人会の活動をご報告いたしましたが、全法連でも同様に関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省 大家副大臣 (右から2番目)



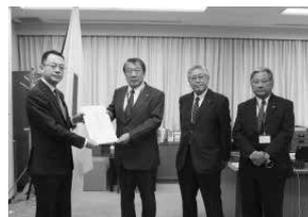
国税庁 (表敬訪問)



自由民主党 予算・税制等に関する政策懇談会



総務省 稲岡自治税務局長(右)



中小企業庁 角野長官(左)



立憲民主党 財務金融部会



国民民主党 税制調査会

広報誌1月号掲載記事に関するお詫びと訂正

広報誌1月号9頁「令和4年度 税制改正に関する提言活動」で掲載した写真の一部に、提言活動にご対応いただいた方のお名前の記載が出来ていないものがございました。該当の写真は下条みつ衆議院議員（立憲民主党）の写真です。下条議員に心よりお詫び申し上げますとともに、改めて写真を掲載させていただきます。



下条みつ衆議院議員（右）

T&D
T&D保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

「消費税申告一声運動実施中」

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

2月の予定

1日県連理事会（書面決議） 7日明北小学校租税教室 10日2月役員会（書面決議）、青年部正副部長会議（オンライン開催） 15日全法連税制セミナー 18日冬期特別研修会（オンライン開催） 22日第109回税制勉強会 24日決算説明会

決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 1月決算法人対象）
2月24日(木) 午後2時より
松本市駅前会館 4階「大会議室」

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

第109回 税制勉強会開催のお知らせ ～松本税務署 小澤副署長講演「国税庁レポ II」～

恒例の税制勉強会を下記内容にて開催いたします。参加希望の方は事務局までお申し込みください。

日 時 令和4年2月22日(火) 午後2時～3時30分(予定)
内 容 「国税庁レポ II」
会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」
講 師 松本税務署 小澤副署長
受講料 無料

お申込 事務局まで(0263-35-8080)

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

2月18日
開催予定

冬期特別研修会 開催形式変更のお知らせ
（「オンライン形式」への変更）

ご案内しております「冬期特別研修会（2月18日開催予定）」につきまして、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大を受け、開催形式を「会場集客形式」から「オンライン形式」に変更して開催させていただきますこととなりました。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、1月号付録にて、すでにお申込みいただきました方、及びこれからお申込みいただく方には申込用紙に記載いただいたメールアドレス宛に「招待メール」をお送りいたしますので、研修会当日はそちらからアクセスいただきますようお願い申し上げます。

税に関するアンケートご協力をお願い

全国の法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。私たち松本法人会でも令和5年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、本号付録として同送しております。

本来ならば今後開催されます研修会等の際にも、参加者にご協力をお願いするところですが、今後諸行事

が無事に開催できるかは見通しが立っておりません。つきましては広報誌でお届けできた皆様から出来る限りのご協力をいただき、皆様の声をまとめて、地元自治体・選出国會議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

（アンケート返信先：松本法人会事務局）

FAX.0263－36－0839

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌 Xメディアのイラスト データ デモ デジタル写真機

手書きのイラスト デモ

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざます企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F ☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



つながる箱 パルコ de 美術館 (松本市)



飯沼英樹作品展示室

松本の文化の新たな発信拠点として、2月末までの期間限定で松本パルコ内にオープンしました。現在松本市美術館は改修のため休館中ですが、草間彌生はじめ、松本市や長野県にゆかりのあるアーティストの作品を展示中です。(横沢敏編集委員)

市美術館は改修のため休館中ですが、草間彌生はじめ、松本市や長野県にゆかりのあるアーティストの作品を展示中です。(横沢敏編集委員)

(本号編集委員…)

横沢敏 川松昌子



あしがき 親しい方には周知のことなのだが、私は毎日ワインを飲んでいる。毎回ほぼフルボトル分を飲むので、瓶にして年間300本、量にして225リットルのワインを30年間飲み続けている。これまでに単純計算でおよそ1万本、7500リットルを飲んだことになる。ワインの美味しさを覚めたことは何万本でも飲んでみたいと思っただけだが、このペースで飲み続けても70歳で1万3千本だから、生涯で1万5千本といったところだろう。本人的には意外と少ないものだと思う。それでも年間にバスタブ一杯分、30年間で大浴場1つ分は結構な量か。村上春樹のデビュー作では、主人公がひと夏でブルー一杯分のビールを飲んで過ごしたという表現があつて、それは飲みすぎだろうと思つたが、とても人のことを言えた義理ではない。ただこの食生活を続けるために健康には気を付けているので、尿酸値が高めなこと以外には肝臓を含め問題はないのだが、毎月平均20本の調達とその空き瓶の処分には苦労する。松本市の空き瓶回収は月2回しかないのだから、1回でも怠ると、回収ボックスに入りきらなくなってしまうのだ。

その日の食卓に合わせて美味しくワインを飲む。これが私の健康法である。(横沢)

ロクシキ経営株式会社

地元の著者の新刊のご案内

Amazon、リアル書店で好評発売中! 定価 1,980円

経営改善バイブル

「地域密着企業」

経営コンサルタント 中野康弘 著

地方都市の企業の特徴を捉え、経営を全体最適せよ! 生産性を主軸としたもの見方で、発想が根本から変わる!

経営者の人生もよくなる 「地域密着企業」 経営改善バイブル

- ✓ 地方都市の企業の特徴を捉え、経営を全体最適せよ!
- ✓ 生産性を主軸としたもの見方で、発想が根本から変わる!
- ✓ 経営のよしあしは、全科目の総合得点で決まる!

ロクシキ経営株式会社

長野市県町484-1センターポア5F ロクシキ経営 🔍 検索

川柳コーナー

大関の

次もあります

御嶽海

チョコ作り

残った分は

「パパどうぞ」

歯が抜けて

少し自慢げ

愛娘

新米

個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社